

令和7年度税制改正 「160万円控除」について

令和7年度税制改正大綱が発表されました。

当初の政府案では、いわゆる「103万円の壁」の引き上げをめぐる法案修正について

所得税の基礎控除について合計所得金額2,350万円以下の個人を対象に

48万円から58万円に10万円引き上げるとともに、給与所得控除の最低保障額を

55万円から65万円に引き上げ、課税最低限を123万円としていました。

令和7年3月4日時点で、当初の政府案に基礎控除の額を上乗せする特例を創設する与党修正案が衆議院にて成立する運びとなりましたため、今回はこの修正案についてご説明いたします。

⑤ 与党修正可決案（令和7年3月4日時点）

今回の可決案で大きく変更となる所得は655万円以下（給与収入850万円以下）の場合です。

基礎控除額の上乗せ措置は**新たな所得制限**を設けて、段階的に変更となりました。

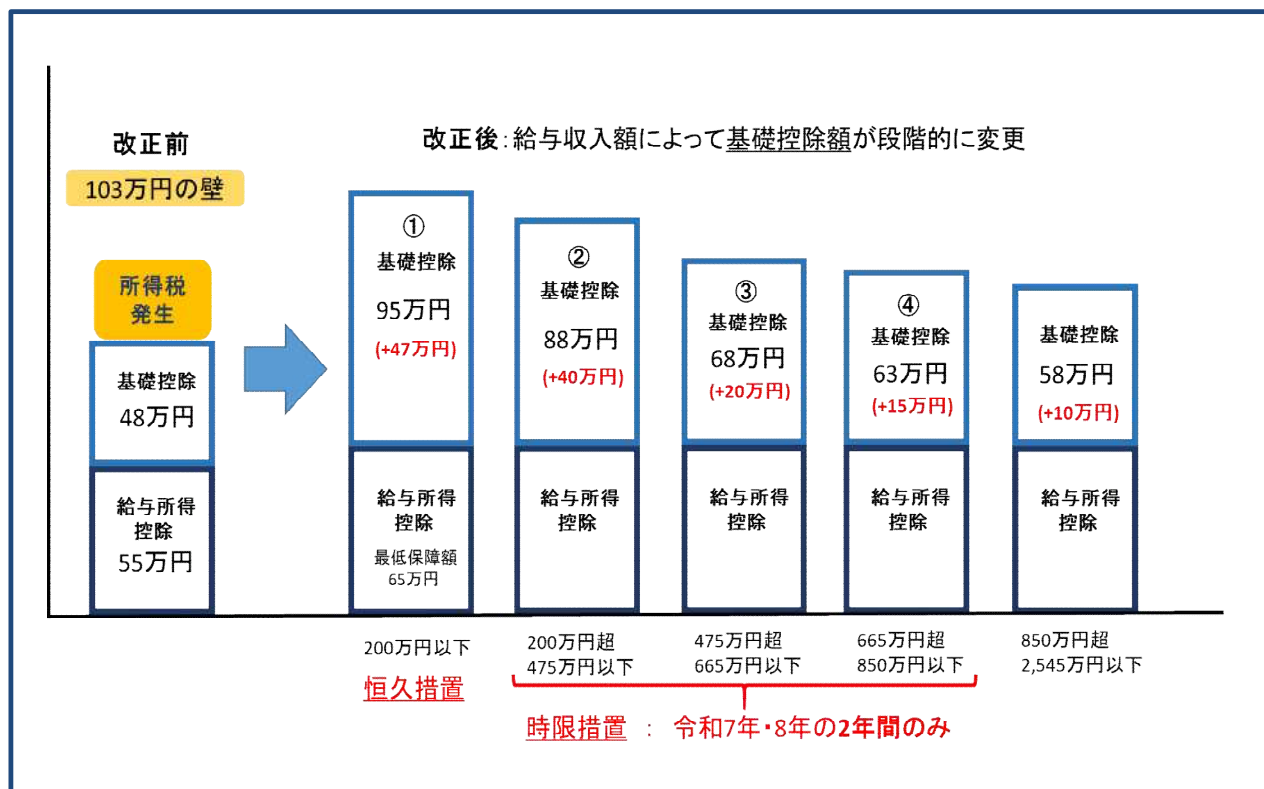
給与収入が

- ① 200万円以下である場合 **基礎控除額 95万円**（当初案 10万円＋上乗せ 37万円 ＝ **47万円**）
 - ② 200万円超475万円以下の場合 **基礎控除額 88万円**（当初案 10万円＋上乗せ 30万円 ＝ **40万円**）
 - ③ 475万円超665万円以下の場合 **基礎控除額 68万円**（当初案 10万円＋上乗せ 10万円 ＝ **20万円**）
 - ④ 655万円超850万円以下の場合 **基礎控除額 63万円**（当初案 10万円＋上乗せ 5万円 ＝ **15万円**）
- と当初案に上乗せ措置分を加算するものとなります。（下図参照）

◆ 措置の期間について

①の給与収入200万円以下に相当する上乗せは、令和9年分以降も継続して行われる**恒久的な措置**となり、給与収入が200万円以下の人に対して所得税が課税される最低額は160万円となります。

②～④の給与収入に相当する上乗せは、令和7年・令和8年の2年のみに行われる**時限的な措置**となります



◆ 減税効果について

それでは、前述のような基礎控除額の変更が行われることでどれほどの減税効果があるのか、単身世帯・夫婦共働き世帯で収入ごとに試算すると下図のようになります。

収入階層ごとの単身給与所得者1人あたりの減税額（所得税）

給与収入	減税額		
	政府案 控除額（58万円）	上乗せ分 控除額（収入により変動）	合計
200万円	0.5万円	1.9万円	2.4万円
300万円	0.5万円	1.5万円	2万円
400万円	0.5万円	1.5万円	2万円
500万円	1万円	1万円	2万円
600万円	1万円	1万円	2万円
800万円	2万円	1万円	3万円
850～2,545万円	2～4万円	0円	2～4万円
2,545万円超	0円	0円	0円

- （注1） 税額は、所得税のみを含む。
（注2） 単身の給与所得者を想定。税額の計算にあたり、所得控除については、一定の社会保険料控除及び基礎控除のみを勘案している。

夫婦共働き世帯の減税額

年収	控除額（政府案+上乗せ分）	減税額
それぞれ200万円 計400万円	それぞれ47万円	それぞれ2.4万円 計4.7万円
それぞれ400万円 計800万円	それぞれ40万円	それぞれ2万円 計4万円
600万円、200万円 計800万円	20万円、47万円	2万円、2.4万円 計4.4万円
それぞれ1,000万円 計2,000万円	それぞれ10万円※上乗せなし	それぞれ2万円 計4万円

（引用：旬刊 速報税
調）

減税幅については、単身世帯では 2～3万円に収まり、夫婦共働き世帯では、二人合わせて4～5万円の幅で収まっていることが分かります。

現時点での給与所得控除の変更についてご説明させていただきましたが、物価の上昇が続いていくことを考えると、その上昇幅に追いつくような減税対策として課税最低限のさらなる引き上げが行われるかどうか、収入による段階的な制限が撤廃されるかどうか等、今後の動向に注意する必要があります。

※社会保険にも加入条件と扶養条件（106万円，130万円）があり、その条件は変わっておらず、所得税の課税条件が引き上げられたからといって、稼ぎすぎてしまうと損をしてしまう可能性があるため、その点にも注意が必要です。

今回ご説明させていただいた内容は、令和7年3月4日時点での情報であり、今後、参議院での可決をもって成立となります。変更等があった場合、追ってお知らせ致します。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。